

調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。

調査の概要

<調査の対象及び客体>

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票、健康票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した5,510地区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

介護票については、前記の5,510地区から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の5,510地区に設定された単位区から無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

<調査の時期>

【世帯票、健康票、介護票】 平成22年6月 3日(木)

【所得票、貯蓄票】 平成22年7月15日(木)

<調査事項>

【世帯票】 単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、公的年金・恩給の受給状況、別居の子の有無、就業の状況、就業希望の有無 等

【健康票】 自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病名、病氣やけが等で支払った費用、日常生活への影響、健康状態、悩みやストレスの状況、こころの状態、健診受診状況 等

【介護票】 介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、居宅サービス等の利用状況、介護保険料所得段階、介護費用の負担力 等

【所得票】 所得の種類別金額、課税等の状況、生活意識の状況 等

【貯蓄票】 貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高

<調査の方法>

(1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。

ただし、健康票、貯蓄票については密封方式とし、所得票についてははやむを得ない場合のみ密封方式とする。

<調査の系統>

【世帯票、健康票、介護票】



【所得票、貯蓄票】



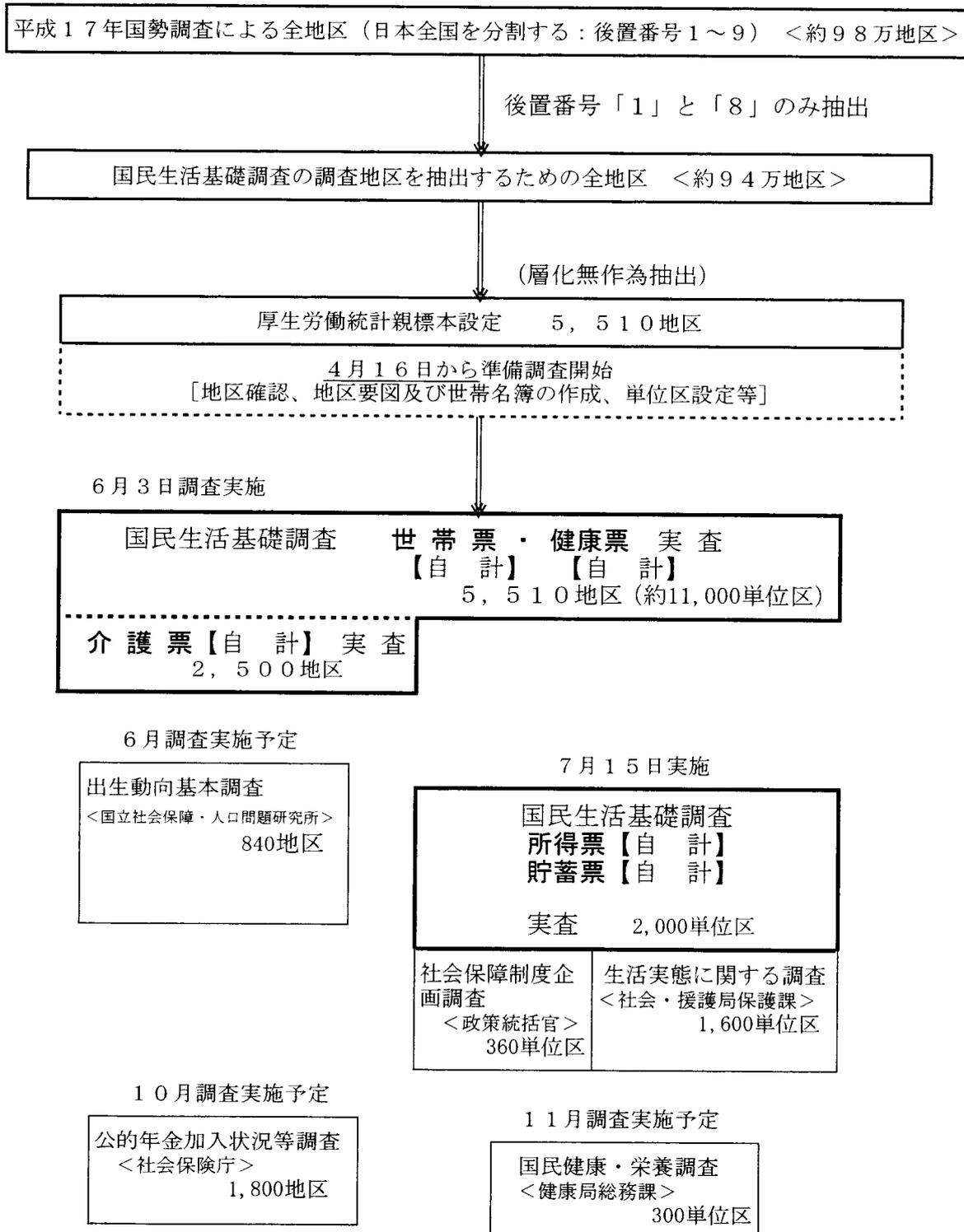
結果の公表

「平成22年国民生活基礎調査の概況」及び「平成22年国民生活基礎調査(報告書)」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する。

平成22年国民生活基礎調査の体系（案）

平成22年の6月と7月に実施予定の国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）は、次のような体系で行う。

また、本調査を親標本とした後続調査は、次のとおり。



- 注) 1 後置番号「1」；一般調査区（特別調査区（常住者がいない又は著しく少ない区域）及び水面調査区（港湾区域、漁港の水域で水上生活者のいる区域等）以外の区域）
- 2 後置番号「8」；おおむね、50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域。
- 3 単位区；推計精度の向上、後続調査の調査員の方々の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区（50～60世帯）をおおむね30世帯ごとに地理的に分割したもの。

平成22年国民生活基礎調査の改正内容(案)

調査方法の変更

○所得票を「面接他計方式」から「自計方式」へ変更

統計審議会での指摘事項

ただし、試験調査の結果を踏まえ、調査員による関与を残すものとする。

(参考)

世帯票	平成19年から自計方式
健康票	昭和61年から自計方式（平成13年から密封回収）
介護票	平成19年から自計方式
所得票	平成22年から自計方式
貯蓄票	昭和61年から自計方式（昭和61年から密封回収）

調査事項の見直し

○新しい統計ニーズに応えるための調査事項の追加

統計審議会等での指摘事項

- ・「学歴」を追加（世帯票）
- ・「同居していない者の人数」を追加（世帯票）
- ・「児童手当等」を追加（所得票）

政策ニーズ

- ・「健診後の保健指導の状況」を追加（健康票）
- ・「子宮がん、乳がんの過去2年間の受診」を追加（健康票）

○制度等の改正に伴う調査事項の変更

- ・医療保険の名称の変更（世帯票）
- ・日本標準職業分類第5回改訂に伴う変更（世帯票）
- ・介護保険法の改正に伴う経過措置の終了に伴う変更（介護票）
- ・介護保険料の所得段階区分変更に伴う変更（介護票）

○記入者負担軽減の観点から削除する調査事項

- ・一日の平均の片道通勤時間（世帯票）
- ・別居している子の人数（世帯票）
- ・世帯区分（所得票）